



平成 30 年 5 月 21 日

各 位

会社名 株式会社パーカーコーポレーション
代表者名 代表取締役社長 伊藤 善和
(コード番号 9845 東証第 2 部)
問合せ先 取締役業務本部長 山崎 敏男
(TEL. 03-5644-0600)

単元株式数の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 21 日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 27 日開催予定の第 91 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、単元株式数の変更及び定款一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までに、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社の単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 30 年 10 月 1 日

(ご参考)

上記変更に伴い、平成 30 年 10 月 1 日をもって東京証券取引所における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されます。

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 定款一部変更」に係る議案が承認可決されることを条件に、平成 30 年 10 月 1 日をもって効力が発生いたします。

2. 定款一部変更

(1) 変更の理由

- ①上記「1. 単元株式数の変更（1）変更の理由」のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更します。（変更案第7条）
- ②取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更いたします。また、これに伴い、任期調整の規定を削除いたします。（変更案第22条）
- ③取締役会の決議によって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定を設けておりますが、この規定の表現方法を変更いたします。（変更案第32条第1項）
- ④取締役として適切な人材を招聘しやすくし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第32条第2項の規定を新設いたします。（変更案第32条第2項）
なお、第32条第2項の新設には各監査役の同意を得ております。
- ⑤取締役会の決議によって監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定を設けておりますが、この規定の表現方法を変更いたします。（変更案第43条第1項）
- ⑥社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を設けておりますが、社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結できるよう変更いたします。また、賠償責任の限度額にかかる金額表示につきましては、現行の報酬水準に照らして削除いたします。（変更案第43条第2項）

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
（単元株式数） 第7条 当会社の1単元の株式数は <u>1,000</u> 株とする。	（単元株式数） 第7条 当会社の1単元の株式数は <u>100</u> 株とする。
（取締役の任期） 第22条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。	（取締役の任期） 第22条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

現行定款	変更案
<p data-bbox="264 271 788 398"> <u>2 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間を同一とする。</u> </p> <p data-bbox="220 468 488 499"> (取締役の責任免除) </p> <p data-bbox="201 517 788 891"> 第32条 当社は、<u>取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> </p> <p data-bbox="437 909 552 940"> (新 設) </p> <p data-bbox="220 1352 488 1384"> (監査役の責任免除) </p> <p data-bbox="201 1402 788 1776"> 第43条 当社は、<u>取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> </p>	<p data-bbox="1050 271 1165 302"> (削 除) </p> <p data-bbox="829 468 1098 499"> (取締役の責任免除) </p> <p data-bbox="817 517 1404 792"> 第32条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> </p> <p data-bbox="880 909 1404 1283"> <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> </p> <p data-bbox="829 1352 1098 1384"> (監査役の責任免除) </p> <p data-bbox="817 1402 1404 1677"> 第43条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> </p>

現行定款	変更案
<p>2 当社は<u>社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 500 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>2 当社は<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第 7 条の変更は、平成 30 年 10 月 1 日をもって効力を生じる。なお、本附則は、同日をもって削除する。</u></p>

3. 単元株式数の変更及び定款一部変更に関する日程

- (1) 取締役会決議日 平成 30 年 5 月 21 日
- (2) 定時株主総会開催日 平成 30 年 6 月 27 日 (予定)
- (3) 定款一部変更 (第 22 条 (取締役の任期)、第 32 条 (取締役の責任免除)、第 43 条 (監査役の責任免除)) の効力発生日
平成 30 年 6 月 27 日 (予定)
- (4) 単元株式数変更の効力発生日 平成 30 年 10 月 1 日 (予定)
- (5) 定款一部変更 (第 7 条 (単元株式数)) の効力発生日
平成 30 年 10 月 1 日 (予定)

以 上